

議事日程 (第4号)

平成20年6月18日 午前10時12分開議

- 日程第 1 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 2 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第1～日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第29号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 4 第30号議案 中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第 5 第31号議案 中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を
改正する条例
(日程第3～日程第5 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 意見書案 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書
第 7 号
- 日程第 7 意見書案 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書
第 8 号
(日程第6～日程第7 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 意見書案 青少年健全育成のための基本法及び有害図書類・有害情報
第 9 号 規制に関する法整備を求める意見書
(日程第8 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 意見書案 重度障害者医療費負担の有料化と一人暮らし寡婦に対する
第 1 1 号 助成廃止等の中止・撤回を求める意見書
(日程第9 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第10 意見書案 安心して医療を受けられる体制の拡充に関する意見書
第 1 2 号
(日程第10 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第11 意見書案 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書
第 1 3 号
(日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第35号議案 中間市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条

(平成19年) 例

(日程第12 継続審査)

日程第13 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 中家多恵子君	2 番 佐々木晴一君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
13 番 上村 武郎君	14 番 井上 久雄君
15 番 山本 慎悟君	16 番 堀田 英雄君
17 番 片岡 誠二君	18 番 下川 俊秀君
19 番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	小南 哲雄君
教育長 ……………	船津 春美君	総務部長 ……………	柴田 芳夫君
市民部長 ……………	中野 諭君	保健福祉部長 ……	伊東 久文君
福祉事務所長 ……	藤井 紀生君	建設産業部長 ……	野上 忠良君
教育部長 ……………	牧野 修二君	上下水道局長 ……	村田 猛君
市立病院事務長 ……	行徳 幸弘君	消防長 ……………	一田 健二君
経営企画課長 ……	小島 一行君	総務課長 ……………	白尾 啓介君
課税課長 ……………	大野 順一君	収納課長 ……………	田口 澄雄君
人権男女共同参画課長 ……………			渡辺 恭男君
健康増進課長 ……	中尾三千雄君	都市整備課長 ……	中嶋伊佐雄君
教育総務課長 ……	中村信一郎君	学校教育課長 ……	深見 卓矢君

市立病院課長 …… 成光 嘉明君 財政課長補佐 …… 高橋 洋君

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時12分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 承認第3号

日程第2. 承認第4号

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、承認第3号及び日程第2、承認第4号の専決処分2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第3号及び承認第4号の提案理由を一括して申し上げます。

初めに、承認第3号平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）につきましては、専決処分といたしましたのでご報告いたします。

平成19年度の間接市特別会計国民健康保険事業の歳入総額は58億4,483万円で、歳出総額は66億1,075万円となりまして、差し引き7億6,591万円の不足額となっております。

このことにより、平成20年度の補正予算といたしまして、歳出につきましては11款の前年度繰上充用金で、また歳入につきましては11款の諸収入で7億6,591万円を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,686万円とするものであります。前年度に引き続いての赤字決算となりましたが、今後税収の増加に努めることはもちろん、保健事業の強化等、市民の健康増進と医療費の減少に努力を払うとともに、国民健康保険財政の健全化を図ってまいります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、承認第4号平成20年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）につきましては、専決処分といたしましたのでご報告申し上げます。

平成19年度の間接市住宅新築資金等特別会計の決算額を調整いたしましたところ、歳入に不足が生じたので、これを補てんするために5月31日付で専決処分したものでございます。補正予算のうち、歳出につきましては前年度繰上充用金に、歳入につきましては諸収入にそれぞれ6億1,626万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,069万円とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

承認第4号の専決処分について質問させていただきます。

このように巨額の繰り上げ充用をしなければならないということは、債務者が滞りなく返済を行っておれば、こういう実態にはなっていないと思います。

そこで滞納の状況とか実態、滞納の期間別とか、人数、件数、金額等についてわかればここで教えていただきたいし、最も多い融資の残高の方は幾らか、そしてまた連帯保証人が返済している事例があれば教えていただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

詳細につきましては、担当部課長の方から報告をさせます。

○議長（井上 太一君）

渡辺人権男女共同参画課長。

○人権男女共同参画課長（渡辺 恭男君）

ただいまのご質問ですけれども、今正式にちょっと手元に何年ぐらいというのがございませぬけれども、ただ、今現在不良債権というんですか、残っている数等なんですけれども——済みません、ちょっと今資料的にまだ数字をつかんでないものですから、後でご報告させていただきます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当課長がこのようなことで、大変申しわけございませぬ。こういうふうな、まさに専決処分のご提案さしていただいている担当課長が、そういう関係の資料を全く持ってないで対応できんということに対しまして、おわび申し上げます。

そういうふうな資料等々につきましては、後日ご提示させていただきます。

○議長（井上 太一君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分の2件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

この承認第4号です。この分についての討論を行います。

これは従前から日本共産党議員団が言ってきましたように、市のずさんな運営がこうした状況を招いてる。市民の税金を6億2,000万円にもわたって、むだなお金とは言いませんけれども、本当にそういう意味では使い捨てるようなお金が出されていくということについて、やっぱり市が責任をもってきちんと市民の皆さん方に説明できるようにしていく必要があると思うんです。

こういうことをもって反対の討論とします。

○議長（井上 太一君）

ほかに。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

同和事業にかかわるこの専決処分ですが、4号、住宅の新築を行ったり、改修を行うときに融資をお受けになった債務者が、滞りなく返済を履行しておられましたら、このような繰り上げ充用はなくて済むものでございます。しかしながら、長期間にわたり残念ながら約束どおり返済しない。このような債務の不履行者がいるために、結果として未収金が巨額に上っておるわけでございます。18年度の決算におきましても、監査委員の意見にも今後とも未償還金の回収には最大限の努力をと、監査意見がつけられておりますので、意見を付して反対といたしますが、今日の状況をつくったのは、過去の行政職員による住宅貸付資金に対する、きちっとした貸し付けをしてなかった結果だと思っております。

以上でもって、反対といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これで討論を終結いたします。

これより専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第3. 第29号議案

日程第4. 第30号議案

日程第5. 第31号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第3、第29号議案から日程第5、第31号議案の条例改正3件を一括議題とし、保健福祉委員長の報告を求めます。井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第29号議案から第31号議案までの条例改正3件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第29号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、福岡県の乳幼児医療費支給制度の改正に伴うもので、改正の主な内容は、3歳以上の乳幼児医療の自己負担額を定額制とするものです。

具体的には、3歳に達した翌月から6歳の就学前までの医療費の自己負担額を、入院は1日につき500円、一月の限度額を3,500円とし、また通院は一月の上限額を600円とするものです。

次に、第30号議案中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、福岡県の母子家庭等医療費支給制度の改正に伴うもので、条例名を「中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例」と改めるものです。

改正の主な内容としては、医療費の支給対象者に「父子家庭」を加え、「ひとり親家庭」とし、母子家庭のみならず、父子家庭においても医療費の経済的負担を軽減するものです。

また、医療費については、自己負担額を定額制とし、入院は1日につき500円、一月の限度額を3,500円とし、通院は一月の上限額を800円とするものです。

なお、一人暮らしの寡婦については、平成22年9月までの経過措置を設け、その後は医療費の支給対象外となる改正もあわせて行われております。

次に、第31号議案中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する

条例について申し上げます。

今回の条例改正は、福岡県の重度心身障害者医療費支給制度の改正に伴うもので、条例名を「中間市重度障害者医療費の支給に関する条例」と改めるものです。

改正の主な内容としては、障害種別間の格差の是正を図るため、「精神障害者保健福祉手帳1級に該当される方」を新たに医療費の支給対象者に加えるものです。

このことにより、精神障害のある方は、精神疾患にかかる治療に関する国の公費負担制度に、一般医療の助成が加わることとなり、障害者及び保護者の経済的負担が軽減されることとなります。

また、今回の改正で、特別障害者手当準拠による所得制限が新たに設けられ、さらにこれまで医療費の自己負担がなかった65歳以上の方も、65歳未満の方と同額の自己負担が必要となる改正も行われております。

なお、施行日はいずれの条例も平成20年10月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。執行部からは改正の内容について新旧対照表を使った詳細な説明を受けました。

討論において委員から、乳幼児医療では、入院の場合の自己負担額が増えること。母子家庭等医療では、一人暮らしの寡婦が経過措置後は対象外となること。重度心身障害者医療では、所得制限が新たに設けられたことや、これまで無料だった65歳以上の方の自己負担が必要となることなどから反対しますとの意見がありました。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、いずれも賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党市議団を代表いたしまして、第29号議案、30号議案、31号議案、3件一括して反対討論いたします。

第29号議案は、中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正するものです。福岡県が今年10月から通院、入院とも就学前まで助成することになりましたが、3歳以上は児童手当に準拠の所得制限と、通院1カ月600円、入院月額3,500円の定額制が導入されます。

本市は、今年4月1日から入院、通院とも就学前まで初診料と往診料が自己負担分で、

医療費の無料化が実施されていますが、県の改定にあわせると現行より負担増になることから、第29号議案に反対いたします。

第30号議案は、中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正するものです。

父子家庭まで助成を拡大したことは評価できます。しかし、通院1カ月800円、入院月額3,500円の定額制が導入されます。また、子供が成人して一人暮らしになった寡婦への助成は、2010年8月までに段階的に廃止されます。

現在、本市には対象者が370人いますが、女手一つで人並み以上の苦勞をして子供を成人まで育ててこられた人たちは、健康を害する率は高いと考えられます。母子家庭の医療費負担増と寡婦への助成の廃止は到底認められません。

第31号議案は、中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものです。

対象を精神障害者手帳1級の精神障害者にも拡大したことは評価できます。しかし、入院では新たに特別障害者手当に準ずる所得制限が導入され、また自己負担額を1医療機関当たり現行の初診料のみから、通院で月額500円、入院で1万円の上限、低所得者6,000円の上限が導入されます。また65歳以上の重度障害者の無料制度は撤廃され、年齢に関係なく自己負担になります。心身障害者は障害者自立支援法によって、自立支援にかかわる利用料を求められており、これ以上の医療費負担が強いられば、健康に生きていくことが困難になることから、第31号議案に反対いたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

30号議案に反対をいたします。中間市の寡婦世帯は370名といわれております。寡婦の多くは働いていますが、母子世帯と同じように臨時やパートタイムで働き、収入が低い状況にあります。求人の際の年齢制限や就職することにも困難な状況にあります。

こうした中で、健康や将来老後に不安を持つ世帯がたくさんいらっしゃる。こうした中で一人暮らし寡婦の医療費の廃止に、私は反対するものです。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これに討論を終結いたします。

これより第29号議案から第31号議案までの条例改正3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第29号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正す

る条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 意見書案第7号

日程第7. 意見書案第8号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第6、意見書案第7号及び日程第7、意見書案第8号の意見書案2件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案2件については、いずれも提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第7号子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第8号携帯電話リサイクルの推進を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 意見書案第9号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第8、意見書案第9号青少年健全育成のための基本法及び有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第9号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第9号青少年健全育成のための基本法及び有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 意見書案第11号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第9、意見書案第11号重度障害者医療費負担の有料化と一人暮らし寡婦に対する助成廃止等の中止・撤回を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員(6番 青木 孝子君)

重度障害者医療費負担の有料化と一人暮らし寡婦に対する助成廃止等の中止・撤回を県に対し求める意見書の提案説明をいたします。

今年3月に福岡県単独公費医療費支給制度の改定が行われ、10月から施行されます。この改定で乳幼児医療費助成の就学前までの拡大、父子家庭や精神障害者への助成の拡大などは住民の切実な要望であり、評価できるものであります。

しかし、重度障害者医療費助成では、所得制限を導入し、通院で1医療機関当たり月額500円、入院で1万円の上限の自己負担が導入されました。また、65歳以上の無料制度を撤廃したため、65歳から74歳までの重度障害者が後期高齢者医療に加入しない場合は助成対象から外されることとなります。

障害者にとって、医療は命をつなぐ欠かせないものです。また、重度であるがゆえ、風邪や体調不良、リハビリ、透析など幾つもの医療機関で受診せざるを得ないのが現状です。さらに、若年・成人期重度心身障害者は、障害者自立支援法のもと、重度になればなるほど、多くの自立支援にかかわる利用料負担を求められています。これ以上の負担を強いられれば、障害を持ちながらも健康に生きていくことが困難になります。

また、寡婦への助成も2010年8月までに段階的に廃止されます。これによって、

1人当たり平均で年間12万4,000円もの負担が増えることとなります。女手一つで人並み以上に苦勞して子供を育てた女性から、知事は子育て応援社会をつくと公約しているが、子育てが終わったら用はないということかと、このような怒りの声が上がっています。

県単独公費医療費支給制度は、その目的を健康保持と生活の安定を図るための制度としています。

以上の理由から、福岡県に対し下記の事項を要請するものです。

1、10月からの重度障害者医療費支給制度を見直し、所得制限と自己負担導入を撤回すること。

2、一人暮らしの寡婦に対する助成の段階的廃止をやめ、もとに戻すこと。

以上、ご賛同お願いいたしまして、提案の説明を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第11号重度障害者医療費負担の有料化と一人暮らし寡婦に対する助成廃止等の中止・撤回を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第11号は原案否決されました。

日程第10. 意見書案第12号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、意見書案第12号安心して医療を受けられる体制の拡充に関する意

見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

安心して医療を受けられる体制の拡充に関する意見書案の趣旨説明を行います。

医療技術が最高水準に近い今日の日本において、最善の医療を受けるのが難しいばかりか、命すら脅かされるような危険が日常的に生じ、地域における医師不足、医療従事者不足は深刻な問題となっています。

そうした中で、改正医療保険法により、財政的観点からのみ医療費を削ることに重点が置かれ、高齢者の医療負担が重くなりました。また、国が求める医療提供体制と現実の医療における人員配置との間には大きな開きがあり、特に小児科医や産科医が地域から消えていくという現象が生じています。

日本の医療をすべての国民が効率的に平等に分け与えるような制度にすることは、これから我が国が迎える超高齢化社会において、国民が安心・安定して暮らしを営むために欠かせないものです。最近になり、保険料の今後の推移に含むさまざまなことが明らかになり、制度の見直しをすべきとの声が高まっています。また、消えた年金の問題も解決を見ぬまま、年金からの天引きという手法は許されるものではありません。また、入院中に75歳になられた方は国民健康保険と後期高齢者医療保険とに、約2倍近い医療費の支払いをしないとけません。

高齢者の方々の今後の生活をこれ以上、混乱、不安にさせないためにも、医療提供体制の充実のため、次の事項を含む施策を強く要望します。

後期高齢者医療制度、高齢者医療自己負担増を廃止し、医療制度を抜本的に見直すこと。

二つめ、医師、医療従事者の資質向上のための研修の機会の拡充、労働条件の改善を図ること。一時休業中、離職した医師や医療従事者の復帰のための研修制度などの整備を促進すること。

以上、皆様のご賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第12号安心して医療を受けられる体制の拡充に関する意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立少数であります。よって、意見書案第12号は原案否決されました。

日程第11. 意見書案第13号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第11、意見書案第13号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員(5番 宮下 寛君)

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書案についての提案理由を述べます。

後期高齢者医療制度には、実施前から国民の厳しい批判が寄せられ、昨年の参議院の大敗を受けて、福田内閣は一部凍結を余儀なくされました。その後も山口2区衆議院補欠選挙を初めとし、直近の沖縄県会議員選挙でも自民党の大敗北、共産党、民主党の躍進という結果に、町村官房長官も背景として後期高齢者医療制度があったことは否定できないと、認めざるを得ませんでした。

政府与党は、広がる一方の国民の怒りの前に制度の手直し方針を取りまとめました。これは実施からわずか2カ月半で、再び見直しに追い込まれたわけであります。すなわち、このような短い間に見直しを繰り返さなければならないということ自体が、この制度の矛盾の深さを示しているといえます。

今回の手直しは、年金収入80万円以下の世帯の保険料を9割軽減することなど、目玉というか、売り物にしていますが、対象人数は約360万人で、75歳以上、全体で1,300万人といわれていますから、その3割以下に過ぎません。しかも、2年ごとの見直しで、際限なく保険料を値上げしていく仕組みそのものは何ら変えないわけですから、例え今回下がったとしても保険料はどんどん上がっていくことには変わりはありません。

国民が怒っているのは負担増だけではないのです。75歳以上の人たちを後期高齢者と呼び、ほかの世代と切り離し、際限のない負担増に追い込むと同時に、医療を差別するというこの制度の根幹そのものに怒りが噴出しているのであります。

さらに、場当たりの見直しは地方自治体の現場をさらに混乱させるものでもあることも一言申し述べておきます。

また、当中間市の近隣の自治体でも、北九州市、直方市、宮若市、宗像市、また水巻町、遠賀町、芦屋町、鞍手町の各自自治体においても廃止、改善の意見書が採択をされています。高齢者を年齢で差別する制度の根本が間違っているのであり、廃止して一から出直さない限り、矛盾は解決できないことを述べ、提案理由の趣旨説明といたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第13号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

意見書案第13号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書案に対しての反対討論を行います。

4月から始まった長寿医療制度は、少子高齢化に伴い、医療を巡る諸情勢がますます厳しくなる中で、国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能になるものにするために、世代間や保険者間の保険料負担の公平化、そして制度運営に責任を有する主体の明確化、都道府県単位を軸とした財政運営の安定化を図る制度として設けられたものと考えております。

私ども公明党は、この長寿医療制度の骨格は正しいものと考えております。しかしながら、事前の説明、周知徹底不足により、スタート時に混乱を招き、保険者の方々にご迷惑をおかけしたことも事実だと思っておりますが、今後改めて制度創設の趣旨、また仕組み等をさらに周知徹底することでご理解をいただけるものと考えております。

運営面の問題点がありましたが、議員の皆様方ご存じのように、6月12日に運用改善策が決定いたしました。内容は省略させていただきますが、この運営改善策で100%完璧とは思っておりませんが、私はこの制度を維持しながら見直しを進めていくべきだと考えております。

ちなみに、NHKの世論調査6月9日放送分では、制度を維持した上で見直しを進めるべきだという方は52%、今までのままでよいも7%だったのに対して、制度は廃止すべきだけは35%でした。また与党の改善策については大いに評価するが11%、ある程度評価するは48%で、約6割が支持しているのに対して、余り評価しないは24%、全く評

働かないは11%、あわせて35%にとどまっております。

以上のことから、私は世界に冠たる国民皆保険制度を持続可能にしていくためにも運用面の改善を図りつつ、長寿医療制度を維持していくことが必要であると考え、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書案に反対をいたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論は。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

後期高齢者医療制度は、医療費の予算を削減することが目的になっております。厚生労働省の役人がお年寄りに医療費の負担の重みを実際に感じてもらいたい、このようにいっていますが、高齢者にかかる医療費をいかに減らすか、長生きが悪いことだと思わせるようなやり方は余りにも冷たい政治です。

また、政府は世代間の負担の公平などといって、あたかも現役世代の軽減になるかのようになっています。しかし、この制度の最大の目的とされているのは団塊の世代です。政府はこの世代が後期高齢者になる2025年度には75歳以上の医療費を5兆円も減らすという見通しを示しています。また、現役世代の組合健保などからの後期高齢者支援金は、これまでの老人保険制度への拠出金より増額され、健康保険組合連合会では5,000億円の負担増になると、このようにいっています。政府は財源がないといいますが、日本の医療費がGDP比8%とOECD加盟国30カ国の中で最低のレベルです。大企業や高額所得者に7兆円もの減税をし、年間5兆円もの税金を軍事費に使い、在日米軍再編に3兆円もの税金を出そうとしており、これらの歳入歳出のゆがみにメスを入れるべきです。

そうすれば消費税に頼らなくても医療、介護、年金など社会保障制度の財源はつくることができます。医療や介護には専門的なマンパワーが必要です。それは雇用促進につながるし、医療技術の進歩によって、機器の開発など波及効果も生まれます。何より年をとって病気になっても心配なく治療やリハビリが受けられるという安心感が持てれば、日本を覆っている閉塞感から解放され、経済も回り出します。後期高齢者医療制度の根幹に対する怒りが、政治的立場の違いを超えて広がっています。

テレビ番組で野中元官房長官は、錢勘定だけで人間としての尊厳を認めていないと、このように述べました。また、中曽根元首相は、至急これはもとに戻して、新しくもう一度考え直す、そういう姿勢をはっきり早くとる必要があります。このように明言しています。

政府は保険料などの見直しを検討していますが、制度の一部見直しでは問題は解決いたしません。きっぱりこの制度を廃止すべきです。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第13号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第13号は原案否決されました。

日程第12. 第35号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第12、第35号議案中間市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例を議題といたします。

ただいま議題となっております第35号議案については、所管の総務委員長から、目下委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第13. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第13、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において安田明美さん及び片岡誠二君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成20年第2回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前10時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 安 田 明 美

議 員 片 岡 誠 二